

看護学研究科委員会

平成 27 年 4 月 1 日

(平成 27 年 3 月 25 日：名桜大学大学院委員会了承)

名桜大学大学院看護学研究科担当教員の選考に関する基準

I 修士論文担当教員

1. 指導教員は、研究指導を行う専任の教授、上級准教授又は准教授であること
2. 博士号及び学術論文（学術書を含む）を有するもの、又は学術論文（学術書を含む）が 20 編以上であること
3. 過去 5 年以内に論文発表があること（研究の継続性）
4. 研究分野と科目との整合性があること
5. 学会での活動（研究発表）があること
6. 学術論文（学術書を含む）が 20 編に満たない場合、科研費等の外部資金を獲得し、学会発表等が継続的に行われていることを考慮する。

II 講義担当教員

1. 原則として、准教授以上であること
2. 博士号を有すること、又は学術論文（学術書を含む）が 10 編以上であること
3. 過去 5 年以内に論文発表があること（研究の継続性）
4. 研究分野と科目との整合性があること
5. 学会での活動（研究発表）があること
6. 学術論文（学術書を含む）が 10 編に満たない場合、科研費等の外部資金を獲得し、学会発表等が継続的に行われていることを考慮する。

III 手続き

1. 大学院分野責任者、又は研究科長が候補者を推薦し研究科委員会に申請すること
2. 研究科委員会は選考委員会を設置し、業績等の審査をすること
3. 研究科委員会で審議し、適格者を大学院委員会に提案する